

# 75歳以上

## 医療費2割負担は撤回を

### 県内13議会が反対

75歳以上の高齢者が支払う現行原則1割の医療費窓口負担を2割に引き上げることが柱とした医療制度改定一括法案が国会に提出され、審議されています。

対」の地方議会請願は、今月までに県内では、瀬戸内市、赤磐市など13の市町村議会が採択(趣旨採択含む)されています。ほぼ半数の議会が「2割負担」に反対していることになりました。国はこうした国民世論に背をむけることなく、高齢者の医療費負担倍増を撤回すべきです。



現行制度では、75歳以上の後期高齢者の窓口負担は、1割(年収で383万円以上の人などはすでに3割負担)ですが、これを単身で年収200万円以上(夫婦で320万円以上)の後期高齢者では2割に引き上げるといふものです。これが強行されると、対象者の負担は一人平均で年2万6千円ほど増えるといわれています。今でも入院すると、

食事代として1日、460円あまりの自己負担があり、1か月も入院すると、医療費以外でも1万円以上の負担となります。高齢者の生活は年金の切り下げ、消費税の引き上げなどで大変な生活苦を余儀なくされており、医療費の窓口負担が2割に引き上げられる

### 大阪地裁で勝利判決

## いのちのとりで裁判 “生活保護減額処分は違法”

国が2013年8月から強行した生活保護費の引き下げは違法として処分の取り消しを命じる画期的な原告勝利判決が大阪地裁でなされました。

この裁判は、「いのちのとりで裁判」と呼ばれ、国が2013年から3回にわたって最大10%もの生活保護基準の引き下げを行ったことに対して、「健康で文化的な最低限度の生活を保障した憲法25条、およびそれにもとづいて制定された

生活保護法に違反すると全国で訴えていたものひとつ。

大阪地裁は、国が基準引き下げの根拠とした「デフレ調整」について、特異な物価上昇が起こった2008年を起点にしていることや、生活保護受給者にとって支出割合の低いパソコンやビデオレコーダーなど下落率の大きなものを対象にして指数としているなどの点を指摘し、国の基準引き下げを違法としたものです。

岡山でも40人あまりの原告が「第二の朝日訴訟」として集団訴訟をたたかっています。この大阪地裁の勝利判決を力に、岡山でも何としても勝利しなければなりません。引き続きの支援をお願いします。

### 岡山・生保裁判 傍聴のお願い

- 3月24日(水) 14:00～(13時 南方公園集合)
- 岡山地裁

# 県社保協ニュース

発行:岡山県社保協 2021年 3月 22日 (20—04号)  
岡山市北区下伊福西町1-53 (TEL: 086-255-1140)